

**ファイアーウォール規制の見直しに伴う
『協会員における法人関係情報の管理態勢の整備に関する規則』に関する考え方」の一部改正について（案）**

2022年4月19日
日本証券業協会

I. 改正の趣旨

2021年12月24日に公表された「金融商品取引業等に関する内閣府令」、「金商業者等向けの総合的な監督指針」（以下「監督指針」という。）等の一部改正案により、ファイアーウォール規制の見直しが行われるとともに、顧客情報管理の実効性を確保するため、「Need to Know 原則」に基づく情報管理の徹底の必要性等が示されたことを踏まえ、「『協会員における法人関係情報の管理態勢の整備に関する規則』に関する考え方」（以下「規則に関する考え方」という。）の一部改正を行うこととする。

II. 改正の骨子

（1）「Need to Know 原則」に基づく情報管理

監督指針において、「Need to Know 原則」に基づく情報管理について記載が追加されたことを踏まえ、「規則に関する考え方」に以下の点を追加する。

- ① 取得した法人関係情報の管理手続として「Need to Know 原則」を踏まえる旨、及び同原則の考え方とグローバルな事例として米国証券取引委員会（SEC）が公表したスタッフレポートの内容（第4条第2号の「規則に関する考え方」）
- ② 法人関係情報は「Need to Know 原則」を踏まえ、業務上必要な場合において所定の手続に則るときを除き、社内又は社外のいずれにも伝達を行ってはならない旨（第4条第6号の「規則に関する考え方」）

(2) 法人関係情報を利用した不公正取引の防止に係る情報管理

監督指針において、法人関係情報を利用した不公正取引の防止のためチャイニーズウォールを設けること等について記載が追加されたことを踏まえ、「規則に関する考え方」に以下の点を追加する。

- ① 社内又は金融グループ内の他社の部門を問わず、法人関係情報等が業務上不必要な部門に伝わらないように管理するために、協会員は、組織上の障壁、物理上の障壁、システム上の障壁等を設けることが考えられる旨とその具体的な内容（第6条第1項の「規則に関する考え方」）
- ② 経営管理上の必要性から役員等に法人関係情報へのアクセスを認めている場合（いわゆる Above the Wall）、当該役員等に関して必要に応じて定義し、社内規則に規定すべき事項について必要な取扱いを定めることが考えられる旨（第2条第2号及び第3号の「規則に関する考え方」）

(3) 「金融グループに所属する場合」の情報管理

監督指針において、「金融グループに所属する場合」の情報管理態勢に関する記載が追加されたことを踏まえ、「規則に関する考え方」に以下の点を追加する。

- ① 金融グループ内の他社から取得する法人関係情報についても、当該他社との業務上の連携の状況に応じて管理態勢を整備し、社内規則や手続の制定、モニタリングを行う旨（第1条、第2条、第4条柱書、第6条の「規則に関する考え方」）
- ② 金融グループの一体的な管理が行えるよう、グループ内各社との連携を図るよう留意する旨（第1条の「規則に関する考え方」）
- ③ 自社の社内規則が金融グループ内の他社における社内規則と矛盾せず、適切な連携が図れるものとなっているか、法人関係情報の管理が適切に行える状況となっているか等に留意する旨（第4条柱書の「規則に関する考え方」）
- ④ 金融グループ内の他社から顧客に関する非公開情報を取得した場合に、当該情報が上場会社等の運営、業務又は財産に関する公表されていない重要な情報であって顧客の投資判断に影響を及ぼすと考えられるときは、法人関係情報として管理する必要があることに留意する旨（第4条柱書の「規則に関する考え方」）

(4) 「国際的に活動する金融グループに属している場合」の情報管理

監督指針において、「国際的に活動する金融グループに属している場合」の情報管理態勢について記載が追加されたことを踏まえ、「規則に関する考え方」に以下の点を追加する。

- ① グローバルのグループベースで組織的な方針、手続を定め、各国法規制を遵守しつつ、業務の内容・規模等を踏まえて適切な管理を行うこと等が考えられる旨（第1条の「規則に関する考え方」）
- ② 各国法規制を遵守しつつ、自社の社内規則が金融グループ内の他社における社内規則と矛盾せず、適切な連携が図れるものとなっているか、法人関係情報の管理が適切に行える状況となっているか等に留意する旨（第1条及び第4条柱書の「規則に関する考え方」）

(5) その他

その他、金融商品取引業等に関する内閣府令及び監督指針の改正を踏まえ、所要の改正を行う。

Ⅲ. 施行の時期

この改正は、本協会が別に定める日から施行する。

パブリックコメントの募集スケジュール等

(1) 募集期間及び提出方法

① 募集期間：2022年4月19日（火）から2022年5月18日（水）17:00まで（必着）

② 提出方法：郵便又は専用フォームにより下記までお寄せください。

郵送の場合：〒103-0027 東京都中央区日本橋2-11-2

日本証券業協会 自主規制企画部 宛

専用フォームの場合：<https://www.jsda.or.jp/contact/app/Contact.php?id=67>

(2) 意見の記入要領

件名を「『協会員における法人関係情報の管理態勢の整備に関する規則』に関する考え方」の一部改正に関する意見」とし、次の事項を御記入のうえ、御意見を御提出ください。

① 氏名

② 連絡先（電子メールアドレス、電話番号等）

③ 会社名（法人又は団体として御意見を提出される場合、その名称を御記入ください。）

④ 意見の該当箇所

⑤ 意見

⑥ 理由

○ 本件に関するお問い合わせ先

日本証券業協会 自主規制企画部（TEL 03-6665-6769）

以 上

「協会員における法人関係情報の管理態勢の整備に関する規則」に関する考え方の一部改正について（案）

令和4年4月19日

自主規制規則	自主規制規則の考え方（改正案）	自主規制規則の考え方（現行）
<p>（目 的）</p> <p>第 1 条 この規則は、協会員が業務上取得する法人関係情報に関して、その情報を利用した不公正取引を防止するため、社内規則の制定その他の必要な措置を定めることにより、協会員における法人関係情報の管理態勢等の整備を図ることを目的とする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「協会員における法人関係情報の管理態勢の整備に関する規則」（以下「規則」という。）に関する考え方（以下「規則の考え方」という。）は、協会員における法人関係情報の管理態勢等の整備に資するため、規則の運用等に当たっての留意事項や具体例を示すものである。 なお、協会員が業務上取得する法人関係情報の漏えいや不正利用による不公正取引を防止するためには、自社の法人関係情報の管理態勢について形式的な整備に留まることなく、自社の業態、社内組織、<u>規模、自社が所属する金融グループ内の他社との業務上の連携の状況等</u>に応じた実効性のある管理態勢の整備を図る必要があることに留意する。 ・協会員は、自社の業態、社内組織、<u>規模、自社が所属する金融グループ内の他社との業務上の連携の状況等</u>に応じて、「規則の考え方」に示す留意事項や具体例の項目について、必ずしも社内規則等にすべてを規定する必要はないが、「規則の考え方」の趣旨を踏まえる必要があることに留意する。また、「規則の考え方」で定義、使用する用語等についても、協会員の社内規則等において、必ずしも同一の用語等を使用する必要はないが、「規則の考え方」の趣旨を踏まえる必要があることに留意する。 ・<u>協会員が金融グループに所属する場合は、グループ全体の</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・「協会員における法人関係情報の管理態勢の整備に関する規則」（以下「規則」という。）に関する考え方（以下「規則の考え方」という。）は、協会員における法人関係情報の管理態勢等の整備に資するため、規則の運用等に当たっての留意事項や具体例を示すものである。 なお、協会員が業務上取得する法人関係情報の漏えいや不正利用による不公正取引を防止するためには、自社の法人関係情報の管理態勢について形式的な整備に留まることなく、自社の業態、社内組織、<u>規模等</u>に応じた実効性のある管理態勢の整備を図る必要があることに留意する。 ・協会員は、自社の業態、社内組織、<u>規模等</u>に応じて、「規則の考え方」に示す留意事項や具体例の項目について、必ずしも社内規則等にすべてを規定する必要はないが、「規則の考え方」の趣旨を踏まえる必要があることに留意する。また、「規則の考え方」で定義、使用する用語等についても、協会員の社内規則等において、必ずしも同一の用語等を使用する必要はないが、「規則の考え方」の趣旨を踏まえる必要があることに留意する。 <p style="text-align: center;">（ 新 設 ）</p>

自主規制規則	自主規制規則の考え方（改正案）	自主規制規則の考え方（現行）
	<p><u>業務の適切性の確保の観点から、グループ内各社との連携を図るように留意する。</u></p> <p>※「規則の考え方」において、「金融グループ」とは、<u>第一種金融商品取引業者を含む複数の金融機関により構成するグループをいう。</u></p> <p>・<u>協会員が国際的に活動する金融グループに属している場合は、例えば、グローバルのグループベースで組織的な方針、手続を定め、かつ、各国法規制を遵守しつつ、業務の内容・規模等を踏まえて適切な管理を行うこと等が考えられる。</u></p>	<p>（ 新 設 ）</p> <p>（ 新 設 ）</p>
<p>（定 義）</p> <p>第 2 条 この規則において、次に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>1 法人関係情報</p> <p>金融商品取引業等に関する内閣府令第 1 条第 4 項第 14 号に規定する法人関係情報をいう。</p>	<p>・ （ 現行どおり ）</p> <p>・ （ 現行どおり ）</p> <p>・<u>協会員は、法人関係情報の漏えいや不正利用を防止するために、現時点では法人関係情報ではないが、将来法人関係情報になる蓋然性が高いと考えられる情報（例えば、具体的方法の決定には至っていないが、一定の時期や規模が想定される資本調達ニーズに関する情報等）について、<u>自社の業態、社内組織、規模等</u>に応じて、例えば、取得した際報告する、電子ファイルを含む書類により管理を行う、又は業務上必要な場合を除き、伝達制限の対象とすること等が考えられる。</u></p> <p>・<u>法人関係情報を取得している協会員は、それ自体は法人関係情報に該当するわけではないが、他の情報と相まって法人関係情報となり得る情報（以下「示唆情報等」という。）</u></p>	<p>・ （ 省 略 ）</p> <p>・ （ 省 略 ）</p> <p>・<u>協会員は、<u>自社の業態、社内組織、規模等</u>に応じて、法人関係情報の漏えいや不正利用を防止するために、現時点では法人関係情報ではないが、将来法人関係情報になる蓋然性が高いと考えられる情報（例えば、具体的方法の決定には至っていないが、一定の時期や規模が想定される資本調達ニーズに関する情報等）について、例えば、取得した際報告する、電子ファイルを含む書類により管理を行う、又は業務上必要な場合を除き、伝達制限の対象とすること等が考えられる。</u></p> <p>・<u>法人関係情報を取得している協会員は、<u>自社の業態、社内組織、規模等</u>に応じて、それ自体は法人関係情報に該当するわけではないが、他の情報と相まって法人関係情報とな</u></p>

自主規制規則	自主規制規則の考え方（改正案）	自主規制規則の考え方（現行）
	<p>にしても、<u>自社の業態、社内組織、規模等</u>に応じて、業務上必要な場合を除き、伝達を制限することが考えられる。例えば、次のようなものが示唆情報等に該当すると考えられる。</p> <p>イ・ロ （ 現行どおり ）</p> <p>※ （ 現行どおり ）</p> <p>※ （ 現行どおり ）</p> <p>※ （ 現行どおり ）</p>	<p>り得る情報（以下「示唆情報等」という。）にしても、業務上必要な場合を除き、伝達を制限することが考えられる。例えば、次のようなものが示唆情報等に該当すると考えられる。</p> <p>イ・ロ （ 省 略 ）</p> <p>※ （ 省 略 ）</p> <p>※ （ 省 略 ）</p> <p>※ （ 省 略 ）</p>
<p>2 管理部門 法人関係情報を統括して管理する部門（法人関係情報の管理を営業所又は事務所ごとに行う場合は、その責任者）をいう。</p> <p>3 法人関係部門 主として業務（金融商品取引業及びその付随業務又は登録金融機関業務をいう。以下同じ。）を行っている部門のうち、主として業務上、法人関係情報を取得する可能性が高い部門をいう。</p>	<p>・協会員は、自社の業態、社内組織、<u>規模、自社が所属する金融グループ内の他社との業務上の連携の状況等</u>に応じて、法人関係情報の適切な取扱いのために、必要に応じて管理部門及び法人関係部門以外の他の部門を定義し、規則第4条各号に掲げる事項について当該他の部門の業務等に応じて必要な取扱いを定めることが考えられる。他の部門としては、例えば、次のようなものが考えられる。</p> <p>イ～ハ （ 現行どおり ）</p> <p><u>また、例えば経営管理上の必要性から役員等に法人関係情報へのアクセスを認めている場合、当該役員等に関しても、必要に応じて定義し、規則第4条各号に掲げる事項について必要な取扱いを定めることが考えられる。</u></p> <p>・協会員は、自社の業態、社内組織、<u>規模、自社が所属する金融グループ内の他社との業務上の連携の状況等</u>に応じて、管理部門及び法人関係部門以外の部門は共通の規定で足りると判断する場合は、他の部門を定義し、取扱いについて規定する必要はないと考えられる。</p>	<p>・協会員は、自社の業態、社内組織、<u>規模等</u>に応じて、法人関係情報の適切な取扱いのために、必要に応じて管理部門及び法人関係部門以外の他の部門を定義し、規則第4条各号に掲げる事項について当該他の部門の業務等に応じて必要な取扱いを定めることが考えられる。他の部門としては、例えば、次のようなものが考えられる。</p> <p>イ～ハ （ 省 略 ）</p> <p>・協会員は、自社の業態、社内組織、<u>規模等</u>に応じて、管理部門及び法人関係部門以外の部門は共通の規定で足りると判断する場合は、他の部門を定義し、取扱いについて規定する必要はないと考えられる。</p>

自主規制規則	自主規制規則の考え方（改正案）	自主規制規則の考え方（現行）
<p>（社内規則の制定）</p> <p>第 4 条 協会員は、法人関係情報の管理に関し、その情報を利用した不公正取引が行われないよう、次の各号に掲げる事項について規定した社内規則を定めなければならない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・規則第 4 条各号で掲げる社内規則で規定すべき事項は、必ずしも全社的に適用される社内の規則にすべてを規定するのではなく、<u>協会員の業態、社内組織、規模、自社が所属する金融グループ内の他社との業務上の連携の状況等</u>に応じて、例えば、特定の部門に適用される規則や具体的方法等に関し社内ガイドライン等で規定することも考えられる。また、規則第 4 条各号で掲げる事項の内容を包括的に社内規則等に規定することも考えられる。 ・<u>協会員が金融グループに所属する場合は、自社の社内規則が金融グループ内の他社における社内規則と矛盾せず、適切な連携が図れるものとなっているか、法人関係情報の管理が適切に行える状況となっているか等に留意する。</u>なお、<u>協会員が金融グループ内の他社から顧客に関する非公開情報を取得した場合において、当該情報が上場会社等の運営、業務又は財産に関する公表されていない重要な情報であって顧客の投資判断に影響を及ぼすと考えられるときは、協会員は当該情報を法人関係情報として管理する必要があることに留意する。</u> ・<u>協会員が国際的に活動する金融グループに属している場合は、各国法規制を遵守しつつ、自社の社内規則が金融グループ内の他社における社内規則と矛盾せず、適切な連携が図れるものとなっているか、法人関係情報の管理が適切に行える状況となっているか等に留意する。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・規則第 4 条各号で掲げる社内規則で規定すべき事項は、必ずしも全社的に適用される社内の規則にすべてを規定するのではなく、<u>協会員の業態、社内組織、規模等</u>に応じて、例えば、特定の部門に適用される規則や具体的方法等に関し社内ガイドライン等で規定することも考えられる。また、規則第 4 条各号で掲げる事項の内容を包括的に社内規則等に規定することも考えられる。 <p style="text-align: center;">（ 新 設 ）</p> <p style="text-align: center;">（ 新 設 ）</p>
<p>1 （ 省 略 ）</p>	<p>（ 現行どおり ）</p>	<p>（ 省 略 ）</p>

自主規制規則	自主規制規則の考え方（改正案）	自主規制規則の考え方（現行）
<p>2 法人関係情報を取得した者等における情報管理手続に関する事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・取得した情報の管理手続としては、<u>Need to Know 原則を踏まえ、規則第6条に関する「規則の考え方」に示す事項について、協会の業態、社内組織、規模、立地、システム環境等に応じて、具体的に規定することが考えられる。</u> ・（ 現行どおり ） ・<u>「Need to Know 原則」とは、顧客等に関する情報へのアクセス及びその利用は業務遂行上の必要性のある役職員に限定されるべきという原則を指し、欧米においては顧客等に関する非公開情報を共有する範囲の管理について規制及び実務において採られている考え方である。</u> <p>※例えば、<u>米国証券取引委員会（SEC）が公表したスタッフレポート（Staff Summary Report on Examinations of Information Barriers: Broker-Dealer Practices Under Section 15(g) of the Securities Exchange Act of 1934 (SEC, 2012, p.26) では、同原則の具体的な運用について以下のとおり述べられていることが参考となる。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ <u>ほとんどのブローカー・ディーラーでは、機密情報を知る必要（Need to Know）がない限り、他のパブリックサイドやプライベートサイドの社員と機密情報について協議しないよう定めた文書化された方針を作成している。</u> ✓ <u>基本的に、M&A 及び資本市場取引に関する情報は、利益相反の懸念と MNPI（重要未公開情報）が拡散することを制限するために、通常、ディーラチ</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・取得した情報の管理手続としては、規則第6条に関する「規則の考え方」に示す事項について、協会の業態、社内組織、規模、立地、システム環境等に応じて、具体的に規定することが考えられる。 ・（ 省 略 ） ・（ 新 設 ）

自主規制規則	自主規制規則の考え方（改正案）	自主規制規則の考え方（現行）
	ームのメンバーに限定されている。	
3 （省 略）	（現行どおり）	（省 略）
4 法人関係情報の伝達手続に関する事項	<p>・<u>法人関係情報を利用したインサイダー取引等の不公正な取引を防止する観点から、法人関係情報は、Need to Know原則を踏まえ、業務上必要な場合において所定の手続（例、管理部門の承認等）に則るときを除き、社内又は社外のいずれにも伝達を行ってはならないものと考えられる。</u>このように点に留意して、法人関係情報の伝達手続について、社内規則等を定めることが考えられる。</p>	<p>・<u>不公正取引を防止する観点から、法人関係情報は、業務上必要な場合において所定の手続（例、管理部門の承認等）に則るときを除き、伝達を行ってはならないものと考えられる。</u>このような点に留意して、法人関係情報の伝達手続について、社内規則等を定めることが考えられる。</p>
5 法人関係情報の消滅又は抹消手続に関する事項	<p>・（現行どおり）</p> <p>・（現行どおり）</p> <p>・発行体等から法人関係情報又は将来法人関係情報となる蓋然性が高い情報を取得した者及び管理部門は、管理している情報が公表されていないか、又は当該案件が中止されていないか等、当該情報の管理を解除する状態にないかを定期的に確認する必要があると考えられる。</p> <p><u>※協会員が所属する金融グループにおいて法人関係情報を含む情報共有がなされている場合には、法人関係情報の消滅又は抹消について情報を得た際に、必要に応じてグループ内で情報共有を行うことが考えられる。</u></p> <p>・（現行どおり）</p>	<p>・（省 略）</p> <p>・（省 略）</p> <p>・発行体等から法人関係情報又は将来法人関係情報となる蓋然性が高い情報を取得した者及び管理部門は、管理している情報が公表されていないか、又は当該案件が中止されていないか等、当該情報の管理を解除する状態にないかを定期的に確認する必要があると考えられる。</p> <p>・（省 略）</p>
6 禁止行為に関する事項	<p>・禁止行為に関しては、例えば、次のような事項について規定することが考えられる。</p> <p>イ 法人関係情報は、<u>Need to Know原則を踏まえ、業務上必要な場合において所定の手続に則るときを除き、</u></p>	<p>・（同 左）</p> <p>イ 法人関係情報は、業務上必要な場合において所定の手続に則るときを除き、社内又は社外のいずれにも伝達</p>

自主規制規則	自主規制規則の考え方（改正案）	自主規制規則の考え方（現行）
	<p>社内又は社外のいずれにも伝達禁止である旨</p> <p>ロ <u>規則第2条第1号</u>に関する「規則の考え方」で示した関連情報についても、<u>Need to Know 原則を踏まえ</u>、業務上必要な場合において所定の手続に則るときを除き、社内又は社外のいずれにも伝達禁止である旨</p> <p>ハ～チ （ 現行どおり ）</p> <p>※なお、上記イ、ロ等の「業務上必要な場合」及び伝達に必要な所定の手続については、<u>協会員の業態、社内組織、規模、自社が所属する金融グループ内の他社との業務上の連携の状況等</u>に応じて、例えば、法人関係部門内での情報伝達の場合やM&A業務における社外の関係者への情報伝達の場合等についてあらかじめ規定することが考えられる。</p> <p>※ （ 現行どおり ）</p>	<p>禁止である旨</p> <p>ロ <u>規則第2条第1項</u>に関する「規則の考え方」で示した関連情報についても、業務上必要な場合において所定の手続に則るときを除き、社内又は社外のいずれにも伝達禁止である旨</p> <p>ハ～チ （ 省 略 ）</p> <p>※なお、上記イ、ロ等の「業務上必要な場合」及び伝達に必要な所定の手続については、<u>協会員の業態、社内組織、規模等</u>に応じて、例えば、法人関係部門内での情報伝達の場合やM&A業務における社外の関係者への情報伝達の場合等についてあらかじめ規定することが考えられる。</p> <p>※ （ 省 略 ）</p>
<p>7 その他協会員が必要と認める事項</p>	<p>・その他の事項としては、<u>協会員の業態、社内組織、規模、自社が所属する金融グループ内の他社との業務上の連携の状況等</u>に応じて、例えば、次のような事項について必要に応じて規定することが考えられる。</p> <p>イ 調査部門（又はアナリスト）に対する営業部門（<u>金融グループ内の他社の部門を含む。</u>）からの照会及び回答に関する手続</p> <p>ロ <u>顧客（金融グループ内の他社の顧客を含む。）</u>から不当な情報提供要求があった場合の対応について</p>	<p>・その他の事項としては、<u>協会員の業態、社内組織、規模等</u>に応じて、例えば、次のような事項について必要に応じて規定することが考えられる。</p> <p>イ 調査部門（又はアナリスト）に対する営業部門からの照会及び回答に関する手続</p> <p>ロ 顧客から不当な情報提供要求があった場合の対応について</p>
<p>（法人関係情報の管理） 第6条 協会員は、法人関係部</p>	<p>・<u>社内又は金融グループ内の他社の部門を問わず</u>、法人関係</p>	<p>・法人関係情報が業務上不必要な部門に伝わらないように管</p>

自主規制規則	自主規制規則の考え方（改正案）	自主規制規則の考え方（現行）
<p>門について、他の部門から物理的に隔離する等、当該法人関係情報が業務上不必要な部門に伝わらないよう管理しなければならない。</p>	<p>情報が業務上不必要な部門に伝わらないように管理するために、<u>協会員は、組織上の障壁、物理上の障壁、システム上の障壁等を設けることが考えられる。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>組織上の障壁としては、例えば部門やレポーティングラインの分離、役職員の兼職の制限等の措置を行うことが考えられる。</u> ・<u>物理上の障壁としては、法人関係部門について、自社の社内組織や法人関係情報の取得の頻度等を勘案し、例えば、法人関係部門の設置場所、レイアウト、入出制限（施錠管理等）及び文書管理等を考慮することが考えられる。</u> ・<u>システム上の障壁としては、例えば法人関係情報へのアクセス権限の管理等の措置を行うことが考えられる。</u> ・<u>法人関係情報に加えて、規則第2条第1号に関する「規則の考え方」で示した「関連情報」についても、規則第6条に関する「規則の考え方」に準じて取り扱うことが考えられる。</u> 	<p>理する<u>物理的な隔離方法としては、法人関係部門について、自社の社内組織や法人関係情報の取得の頻度等を勘案し、例えば、法人関係部門の設置場所、レイアウト、施錠管理等を考慮することが考えられる。</u></p> <p style="text-align: center;">（ 新 設 ）</p>
<p>2・3（省略）</p>	<p style="text-align: center;">（ 現行どおり ）</p>	<p style="text-align: center;">（ 省 略 ）</p>
<p>（管理態勢の充実）</p> <p>第7条 協会員は、法人関係情報の管理に関し、社内規則に基づき適切に行われているか否かについて、定期的な検査等のモニタリングを行わなければならない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「定期的な検査等のモニタリング」とは、協会員の業態、社内組織、<u>規模、自社が所属する金融グループ内の他社との業務上の連携の状況等</u>に応じて、例えば、次のようなものが含まれると考えられる。 <p>イ～ハ（ 現行どおり ）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・（ 現行どおり ） 	<ul style="list-style-type: none"> ・「定期的な検査等のモニタリング」とは、協会員の業態、社内組織、<u>規模等</u>に応じて、例えば、次のようなものが含まれると考えられる。 <p>イ～ハ（ 省 略 ）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・（ 省 略 ）

自主規制規則	自主規制規則の考え方（改正案）	自主規制規則の考え方（現行）
	<ul style="list-style-type: none"> ・ （ 現行どおり ） ・ （ 現行どおり ） ・ （ 現行どおり ） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ （ 省 略 ） ・ （ 省 略 ） ・ （ 省 略 ）
	<p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正は、本協会が別に定める日から施行する。</p>	

以 上